令和2年度

下水道事業会計予算書

生 駒 市

目 次

令和2年度	生駒市下水道事業会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
令和2年度	生駒市下水道事業会計予算に関する説明書	
令和2年度	生駒市下水道事業会計予算実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
令和2年度	生駒市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・	9
令和2年度	給与費明細書 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	C
令和2年度	生駒市下水道事業予定損益計算書・・・・・・・・・・ 1	5
令和2年度	生駒市下水道事業予定開始貸借対照表 ・・・・・・・・ 1	6
令和2年度	生駒市下水道事業予定貸借対照表 ・・・・・・・・・ 1	8
令和2年度	債務負担行為に関する調書・・・・・・・・・・・・・・ 2	O
注記 • • •		1

令和2年度

生駒市下水道事業会計予算

議案第8号

令和2年度 生駒市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和2年度生駒市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 人 口

77,400人

(2) 年間有収水量 8,009,500㎡

(3) 一日平均有収水量

21, 943 m³

(4) 主要な建設改良事業

ア新設改良事業

公共下水道管渠整備事業

イ 流域下水道事業

流域下水道建設負担金

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	()	単位	千円)
		\=	T- 1.1/	1 1 1/

第 1 款	事 業 収 益	2, 827, 497
第1項	営 業 収 益	969, 172
第2項	営 業 外 収 益	1, 727, 407
第3項	特 別 利 益	130, 918

支 出 (単位 千円)

第 1 款	事業	美 費 用		2, 403, 665
第1項	営 業	費	用	2, 151, 197
第2項	営 業	外 費	用	142,876
第3項	特 別	損	失	107, 592
第4項	予	備	費	2, 000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額870,441千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,234千円、引継金53,275千円、当年度分損益勘定留保資金446,597千円及び当年度利益剰余金処分額349,335千円で補填するものとする。)。

収 入 (単位 千円)

第 1 款	資	本的収	入	433,697
第1項	企	業	債	274, 100
第2項	補	助	金	121, 512
第3項	負	担	金	38, 085

支 出 (単位 千円)

第 1 款	資本的支出	1, 304, 138
第1項	建設改良費	421, 562
第2項	企業債償還金	880, 576
第3項	予 備 費	2, 000

(特例的収入及び支出)

第 4 条 の 2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に 属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ80,87 1千円及び185,801千円である。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
生駒市水洗便 資金として、市民 金融機関から受 資に対する損失补	が取扱ける融	融資金の 償還完了日)借入日から まで	1.4	金の償還	元利金及 計金額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
公共下水道事業	222, 000	証書借入	5.0%以内(ただし、利率見に出る場合に利力に利力に利力に利力に利力に利力に利力に利力に利力に利力に利力に利力に利力に	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企	
流域下水道事業	52, 100	又 は 証券発行	つい 見直 後 に 当 該 見 を の 利 車 後 の 利 率)	業財政の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは繰 上償還又は低利 に借換えることが できる。	
計	274, 100				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 収益的支出における各項間の流用
 - (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に 流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を 経なければならない。
 - (1) 職員給与費 153,678千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、999,986千円である。

(利益剰余金の処分)

- 第 11 条 当年度利益剰余金のうち349,335千円は、次のとおり処分するものと定める。
 - (1) 減債積立金 349,335千円

令和2年3月4日提出

生駒市長 小紫雅史